

## 第14号議案

芦屋市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成23年2月22日提出

芦屋市長 山 中 健

### 提案理由

初任給調整手当を廃止するとともに、国家公務員の給与改定を参考に、時間外勤務手当に関する規定を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年芦屋市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「，初任給調整手当」を削る。

第13条の2を次のように改める。

第13条の2 削除

第16条第3項中「（勤務条件条例第2条第2項，第4項，第5項及び第6項の規定に基づく勤務を要しない日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の芦屋市一般職の職員の給与に関する条例第2条第1項及び第13条の2の規定は，この条例の施行の日以後に職員となった者について適用し，平成23年3月31日に現に在職する者については，なお従前の例による。

（芦屋市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正）

- 3 芦屋市職員の修学部分休業に関する条例（平成17年芦屋市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条中「，義務教育等教員特別手当及び初任給調整手当」を「及び義務教育等教員特別手当」に改める。

(芦屋市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 この条例による改正後の芦屋市職員の修学部分休業に関する条例第3条の規定は、この条例の施行の日以後に職員となった者について適用し、平成23年3月31日に現に在職する者については、なお従前の例による。

## 参 照

### 芦屋市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

初任給調整手当を廃止するとともに、国家公務員の給与改定を参考に、時間外勤務手当に関する規定を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

#### 2 改正の内容

- (1) 初任給調整手当を廃止する。(第2条及び第13条の2関係)
- (2) 1か月に60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当について、時間外勤務時間の積算の基礎に日曜日又はこれに相当する日の勤務の時間を含める。  
(第16条関係)

#### 3 施行期日等

- (1) 平成23年4月1日
- (2) 芦屋市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正  
芦屋市一般職の職員の給与に関する条例の改正に伴い、関係条文を整理する。
- (3) 平成23年3月31日に現に在職する職員の初任給調整手当及び修学部分休業取得中の給与については、なお従前の例による。